

ゾーンアクセスファイルと個人情報保護法との関係についての簡略メモ

上沼 紫野

1 ゾーンアクセスファイルが個人情報に該当するか

「個人情報」＝「生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより到底の個人を識別することができることとなるものを含む）」（法2条1項）

検討すべき点：

*そもそも対象の情報は「個人」か？

→ドメイン名の担当者等は、「個人」である。

* ゾーンファイル自身には、「個人情報」が含まれていないが。

→ゾーンファイルにはドメイン名が含まれており、Whoisによって容易に照合可能

A 個人情報に該当する。

2 ゾーンアクセスファイルの提供が許されるか

ゾーンアクセスファイルの提供は、個人情報の第三者提供と解される。

したがって、原則として

① 予め本人の同意を得ている場合

② 第三者への提供を利用目的とし、かつ、その余の要件（オプトアウト等）を具備している場合

（法23条2項）

以上のいずれかの場合でなければ、許されない。

→ ② は 最初から利用目的として、第三者への提供を掲げていなければ、目的外利用についての同意が必要となる（法16条）。

Cf.

「JPRSにおける個人情報の保護について」の利用目的

「JPドメイン名登録管理業務におけるWhois等での登録情報の公開・開示」

「JPDirectにおけるご利用者の個人情報取扱について」

但し、上記は、「JPDirectドメイン名登録サービス約款」に組み込まれている

→ 同意あり

A 予め、規約の中にゾーンファイルの開示を記載し、同意を得ていれば、ゾーンアクセスファイルへの提供も許される。

3 同意に関する要検討点

- (1) 規約等で得られたゾーンアクセスファイルの提供についての同意は、真意からの同意と言えるか？

規約に同意しないと登録ができない＝他に選択肢がない？＝同意の強制である？

他のドメインサービスの登録も可能であるため、同意以外の選択肢がないとまでは言えない。

- (2) 規約への同意者は、個人情報の主体と同一か？

登録規約の同意は、登録者（法人の場合あり）

提供される個人情報は、「登録担当者」「技術連絡担当者」等の個人情報

→ 登録者と担当者との間に同一性がないことを問題とするなら、登録者は、担当者の個人情報を提供できるか、という点も問題となる。

→ 関係する個人からの同意をどう取得するか。

4 小括

ゾーンアクセスファイルの提供そのものが個人情報保護法に抵触するというものではない（同意があれば、問題はない）。

→ 最終的には、そのような提供の可否を、どう決定するかという問題に帰着すると思われる。

以上

関連条文

個人情報の保護に関する法律

(第三者提供の制限)

第二十三条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

- 一 法令に基づく場合
 - 二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - 三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - 四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- 2 個人情報取扱事業者は、第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているときは、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。
- 一 第三者への提供を利用目的とすること。
 - 二 第三者に提供される個人データの項目
 - 三 第三者への提供の手段又は方法
 - 四 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。
- 3 個人情報取扱事業者は、前項第二号又は第三号に掲げる事項を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。
- 4 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前三項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。
- 一 個人情報取扱事業者が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合
 - 二 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合
 - 三 個人データを特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。
- 5 個人情報取扱事業者は、前項第三号に規定する利用する者の利用目的又は個人データの管理について責任を有する者の氏名若しくは名称を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。